

退職金制度改正のお知らせ

職員の皆様が安心して長く働き続けられるよう、徳島県民間福祉施設職員共済会では、退職金制度の内容を見直し、これまでより受給しやすい仕組みに改正します。

改正の3つのポイント

1 利率が引き上げられ、退職金が増えやすくなります

これまで年0.5%としていた給付利率を年**2.0%**に引き上げます。

▶ つまりどうなるのか(要点)

これまでよりも退職金が増えやすくなり、将来受け取る金額の充実が期待できます。

2 すでに加入している方には加算があります

第1退職手当金制度に現在加入している被共済職員の皆様については、加入時からの納付掛金(事業主負担)に年2.0%(複利)の給付利率を適用し仮勘定残高(既得権額)に加算します。

▶ つまりどうなるのか(要点)

制度改正によって不利益が生じないよう配慮するとともに、これまで加入してこられた実績に応じた還元を受けることができます。

3 健全な財政基盤のもとで実施する制度改正です

当共済会の資産は、将来お支払いする退職金の総額に対して、**約170%の水準**にあります。今回はこのような財政上の余裕を背景として、今回の制度改正を行うものです。また制度改正後も**130%以上の水準**を維持するよう努めます。

この水準は、サブプライムローン問題やリーマン・ショック時と同程度の金融経済危機(大幅な市場下落)が発生した場合であっても、積立比率(充足率)100%以上を維持できる水準です。

▶ つまりどうなるのか(要点)

将来の退職金を支えるための財源には十分な備えがあり、安心して利用していただける制度運営に努めています。

施行時期

制度	施行日
第1退職金制度	令和8年3月31日
第2退職金制度	令和8年4月1日

この制度改正にあたり、共済契約者様・加入被共済職員の皆様による手続きは必要ありません。

新しい制度は自動的に適用されます。

もっと安心、もっと豊かに。徳島共済会の退職金がパワーアップ!

課題：価値の歪み
インフレ(物価上昇)
物価の上昇により、今の利息(0.5%)では将来の退職金の価値が目減りしてしまう不安がありました

解決策：制度改正のポイント
4倍!!
長期在会者はさらに過去の分も
給付利率 0.5% → 2.0%
特別加算
利息を4倍の2.0%へ!
長期在会者はさらに過去の分も上乗せ還元!

基盤：圧倒的な安心感
積立比率 130%以上の水準を維持
積立比率130%以上の水準を維持し、安定した運営を継続

結論
将来受け取る退職金の価値を守り、これまで以上に増えやすい仕組みとすることで、安心して働き続けられる制度へ改正しました

お問い合わせ：088-622-9199 / tokukyousai@ca.pikara.ne.jp

【お問い合わせ先】

〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター4階
一般財団法人 徳島県民間福祉施設職員共済会 事務局
電話 088-622-9199
電子メール tokukyousai@ca.pikara.ne.jp